明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信番号規則（総務四）　一
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（同五）　九
〔告　示〕
○電気通信番号計画（総務六）　三五
○標準電気通信番号使用計画（同七）　六六
○電気通信事業法施行規則第二十九条の四第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を定める件（同八）　六九
○電気通信番号規則の細目を定めた件等を廃止する件（同九）　七〇
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（同一〇）　七〇
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同一一）　七一
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（同一二）　七三
○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（同一三）　七四
○電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件（同一四）　七五
○科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件及び労働力調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（同一五）　七五
○経済構造実態調査規則に基づく、甲調査に係る調査票の様式を定める件（総務・経済産業一）　七六
○経済構造実態調査規則に基づく、乙調査に係る調査票の様式を定める件（同二）　七七
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示（経済産業三）　七八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一六六
会社その他
会社決算公告　一六七
一八〇

省令

○総務省令第四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二章第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号規則を次のように定める。

令和元年五月十四日

総務大臣　石田　真敏

電気通信番号規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電気通信番号使用計画の認定手続（第三条―第八条）
第三章　電気通信番号使用計画の認定後の手続（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第二章第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

第二章　電気通信番号使用計画の認定手続

（電気通信番号使用計画の認定の単位）

第三条　法第五十条の二第一項の認定は、電気通信番号の別によらず、電気通信事業者ごとに行う。

（電気通信番号使用計画の記載事項）

第四条　法第五十条の二第一項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

二　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

三　利用者設備識別番号の管理に関する事項（利用者設備識別番号を使用する場合であって、付番をしない場合に限る。）

四　事業者設備等識別番号（利用者設備識別番号以外の電気通信番号をいう。以下同じ。）を使用する場合は、次に掲げる事項

イ　使用しようとする事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて事業者設備等識別番号を使用する場合に限る。）

ロ　事業者設備等識別番号の管理に関する事項

五　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項